

県営（有）林事業仕様書

I 総則

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、滋賀県が発注する県営（有）林事業に係る委託契約書および設計図書の実施方法等について、受託者が遵守すべき標準的な事項について示すものである。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、特記仕様書で示すこととし、本仕様書に優先するものとする。
- (3) 本仕様書または特記仕様書に定めのないもの、またはこれによりがたいときは監督員の指示を受けるものとする。

2 一般的事項

受託者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監督員の指示がある場合は、実施区域面積について出来形測量を行わなければならない。この時、設計図書または特記仕様書等に示す面積と異なる場合は、設計図書の数量等に関して監督員と協議を行ったうえで変更契約の対象とすることができる。
- (2) 事業の施行にあたり所定の手続きをなし、関係法規を守らなければならない。
- (3) 仕様書の内容については、作業員に十分徹底するよう措置するとともに、労働安全衛生法ならびに労働安全衛生規則で規定された作業を行う場合には、必要な資格、免許を有する者に作業をさせるほか、作業員に必要な安全教育を行わなくてはならない。
- (4) 作業において発生した伐倒木、枝条等については、次の各号に留意し、危険や障害を引き起こさないように処理しなければならない。
 - ア 斜面での落下等の防止のための固定
 - イ 川、沢筋等への流入防止
 - ウ 完全な伐倒処理（かかり木状態にならないこと）
- (5) 事業実施のため、一般交通や周辺施設等に損害等をおよぼすおそれのある場合には、監督員と協議をして適当な防護措置を講じなければならない。
- (6) 火気の取扱いには常に注意し、火災を起こさないようにしなければならない。
- (7) 事業完了時には、資材、ごみ等の散乱放置がないように跡地の整理をしなければならない。
- (8) 事業の実施に際しては、監督員が指示する書類を作成しなければならない。
- (9) 作業等の実施前、実施中及び完成の状況が明らかに確認できる状況写真を整備しなければならない。

II 作業

3 新植

(1) 地拵え

- ア 植付けに先立ち、造林予定地に繁茂する雑草、かん木、笹等を根際より刈払い、刈払った枝条、その他散在する障害物は、根付けの支障とならないよう幅をあけ帯状に

集積するものとする。

イ 地拵えの方法は、監督員の指示によるが、林地崩壊のおそれのある箇所については、地形、地質、植生状態を十分考慮し一律的な全刈は行わないこと。

ウ 地拵えのための火入れは行ってはならない。

(2) 苗木運搬および仮植

ア 苗木運搬は、根をこも、むしろ等で包まなければならない。なお、運搬中損傷しないよう取り扱うと同時に乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。

イ 苗木は到着後、速やかに根付けるものとするが、やむを得ず当日根付けが出来ない場合は、仮植を行うこと。

ウ 仮植地は、日陰適湿で、かつ雨水の溜まらない場所を選び、根が重ならずかつ浅くならないように幹の $1/3 \sim 1/4$ を覆土して踏みつけた後、再び軽く土を覆い、日中は必ずこも、むしろ等で日除けをして乾燥を防がなければならない。

(3) 根付け

ア 根付けの適期は早春と晩秋であるが、積雪地では努めて秋植えとすること。

イ 植穴は、径および深さを 30 cm 程度に掘り起し、石礫、不良土、根株等木の生育に有害なものを取除き、底部を耕して膨軟にするとともに、乾燥しないようにしなければならない。また、植穴を一時に多く掘って日光の直射により乾燥させたり、雨水を溜めたりしてはならない。

ウ 根付けは、晴天続きのとき、直射日光の強いとき、強風のとき、霜や雪又は凍結等の害を受け易いときを避け、できるだけ無風の曇天又は降雨直前の日に行うようにしなければならない。

エ 根付けに際して苗木を携行する場合、根を露出させないように苗木袋に入れて持ち歩き、根部が乾燥しないようにしなければならない。

オ 根付けは、根をやや深めに丸まったままでなくよくほぐし、自然の状態に広げて、根穴中央に立て苗木を揺り動かしながら手で細粒土を植穴の根の回りに満たし、苗木を少し引き上げ気味にして周囲を十分に踏固めるようにしなければならない。なお、この時植穴に根の生育に有害となる石礫等が入らないように注意しなければならない。

カ 根付けは、深植え、浅植えにならないように注意するとともに、土壤の乾燥し易い箇所は幾分深植え、水はけの悪いところでは幾分浅植えとしなければならない。

キ 根付け後、乾燥を防ぐためできるだけ苗木の根元を落葉樹枝等で覆うようにしなければならない。

4 環境負荷の低減対策

環境負荷の低減に取り組み、事業完了時に「みどりチェック」チェックシート（別紙 2）を提出すること。

5 作業の安全対策

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）を遵守して事業完了時に安全チェックシート（別紙 3）を提出すること。

「みどりチェック」チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他 ()
記入日	令和 年 月 日

- ・ 交付申請時に、事業実施期間中に取り組んだ各項目の内容にチェックを入れてください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書を御覧ください。

解説書



具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
5-	生物多様性への悪影響の防止	
5-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	
5-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
6-	環境関係法令の遵守等	
6-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
6-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
6-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
6-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

5-(1)の関係法令の遵守について、対象は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）とする。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
安全チェックシート

事業者名	滋賀県
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
具体的な事項		○:実施

		×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
具体的な事項		○:実施

		×：実施していない △：今後、実施予定 ー：該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

「農林水産省が定めた規範を一部編集しています。」